

# 世界中の誰もが素晴らしいと認めるもの、それが“世界遺産”



左 平成7年4月国の重要文化財に指定された「陸奥国骨寺村絵図(詳細絵図)」(中尊寺大長寿院蔵)



右 現在の本寺地区を上空から撮影したもの。絵図の景観がほぼ保たれています

市では、「平泉の文化遺産」※1の一つ“骨寺村莊園遺跡”的世界遺産登録を目指して、さまざまな取り組みを進めています。今回から広報でも、“世界遺産と骨寺村莊園遺跡”について順次紹介していきます。

世界中の素晴らしい自然や建物などは、特定の国や民族だけのものではなく、地球上に住む私たち一人一人にとって、かけがえのないものであり、それを人類共通の宝物として保護していくことが世界遺産の考え方です。

それでは、どういうものが世界遺産になるのでしょうか。世界遺産条約の中では、『顕著な普遍的価値を有するもの』と書かれています。

世界遺産とは、世界遺産条約(※2)に基づく世界遺産リストに登録されている物件のこと”をいいます。

世界中の素晴らしいと認めるものが“こそが、世界遺産になり得るのです。

本寺地区の“骨寺村莊園遺跡”は、14世紀ごろに描かれた『陸奥国骨寺村絵図』(※3)の景観が大きく変わることなく現在まで続いています。国の文化財保護審議委員会では、骨寺村莊園遺跡を「絵図に描かれた日本の中世村落の景観を今も確認できる」ということは、ほかには例がなく素晴らしい」と評価しており、その価値はまさに世界遺産にふさわしいものです。

◎問い合わせ先  
教育委員会文化振興課  
☎ 6595

※1 平泉の文化遺産：平泉町内にある遺産だけではなく、12世紀ごろ、平泉を中心にこの地域を支配した藤原氏に関する遺産をいいます。奥州市の「白鳥館遺跡」や「長者ヶ原廐跡」も含まれます。

※2 世界遺産条約：正式名は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」といいます。1972年にユネスコ総会で採択された条約で、日本は1992年に12番目の締約国となりました。

※3 陸奥国骨寺村絵図：境界をめぐる争いの時に描かれたと考えられる絵図で、詳細絵図(在家絵図)と簡略絵図(仮神絵図)の2枚があります。

性化計画(旧一関市・花泉町)  
「花きを活かした磐井の里再生

地域再生計画とは、地域経済の活性化や地域雇用を創出するため、地域の特性を生かして自治体などが策定した活性化策を国が各種施策の連携、権限委譲などで支援するもの。今回は平成17年に「地域再生法」が施行されて以来3回目の認定で、全国から140件が認定されました。当市としては17年6月に認定された「交通ネットワーク整備を中心とした西磐井地区活性化計画(旧一関市・花泉町)

活力ある地域づくりを目指して市が内閣府に申請していた地域再生計画「自然と共生し地域の良さを感じるまち」が認定され、4月18日、首相官邸で小泉純一郎首相から浅井市長に認定書が手渡されました。



認定書授与式で浅井市長は小泉首相から認定書を手渡されました

## 地域再生計画が認定

計画(旧大東町・室根村)」「『室根水の里』清流再生計画(旧大東町)」に続き4件目。

計画は、汚水処理施設の整備促進による観光客の誘致と交流人口の増加を図り地域の活性化に結びつけることで、自然と共に地域の魅力を全国へ発信できるまちへの再生を目指すもの。18年度から22年度を計画期間とし、▽汚水処理施設の整備促進▽生活環境の整備による住み心地のよい定住の場の形成▽自然景勝地、温泉の活用と観光客の誘致による地域の活性化――を目指します。

今回市が活用するのは、汚水処理施設整備交付金。公共下水道と浄化槽整備により汚水処理人口普及率を42%から51%向上させることを目標とし、総事業費は34億5361万円。このほか、上水道・簡易水道整備事業市の物産と観光展、エージェント訪問キャラバンの首都圏などでP.R活動により、一関市の魅力を全国に発信していきます。

◎問い合わせ先  
本庁下水道課管理係